

I L C実現建設地域期成同盟会 規約

(名称)

第1条 本会は、I L C実現建設地域期成同盟会と称する。

(目的)

第2条 本会は、国際リニアコライダー（以下「I L C」という。）の東北への建設実現を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) I L Cの東北への建設実現に向けた機運の醸成に関すること。
- (2) 関係機関に対する要望に関すること。
- (3) その他目的の達成に必要な事項

(構成員)

第4条 本会は、趣旨に賛同する次に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- (1) 市町村の首長
- (2) 市町村の議会議長及び市町村の議員連盟会長（議員連盟会長は政令市を除く）
- (3) 県・政令市のI L Cに係る議員連盟議員
- (4) I L Cに係る推進団体の長

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表 3人以内
- (2) 副代表 2人以内
- (3) 幹事 若干名

(役員を選任及び任期)

第6条 代表及び副代表は、構成員の互選とする。

- 2 幹事は、代表が指名する。
- 3 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期満了後であっても、後任者が就任するまでの間、その職務を行う。

(職務)

第7条 代表は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき、または代表が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 幹事は、代表及び副代表とともに、本会の運営にあたる。

(常任顧問・顧問・参与)

第8条 本会に常任顧問、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 常任顧問、顧問及び参与は、代表が委嘱する。
- 3 常任顧問は、本会の運営に関し助言を行い、その活動を支援する。
- 4 顧問及び参与は、代表の求めに応じ、本会の運営に関し助言等を行う。
- 5 常任顧問、顧問及び参与の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 6 他の現任者の任期途中で就任した常任顧問、顧問及び参与の任期は、他の現任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 本会の会議は、代表が招集し、出席者をもって成立する。

- 2 代表は、役員会を開催することができる。

(経費)

第10条 本会の運営経費については、その都度協議するものとする。

(事務局)

第11条 事務局は、構成員の市町の職員の中から代表が任命する。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、代表が別に定める。

附 則
この規約は、令和5年2月8日から施行する。

附 則
この規約は、令和6年2月1日から施行する。

別表 削除

参考：構成員一覧

(R6. 2. 1 現在)

市町村	盛岡市長
	宮古市長
	大船渡市長
	花巻市長
	北上市長
	久慈市長
	遠野市長
	一関市長
	陸前高田市長
	釜石市長
	二戸市長
	八幡平市長
	奥州市長
	滝沢市長
	雫石町長
	紫波町長
	矢巾町長
	西和賀町長
	金ヶ崎町長
	平泉町長
	住田町長
	岩泉町長
	田野畑村長
	普代村長
	野田村長
	九戸村長
	仙台市長
	気仙沼市長
	登米市長
	栗原市長
	大崎市長
	市町村議会
宮古市議会議長	
大船渡市議会議長	
花巻市議会議長	

市町村議会	北上市議会議長
	久慈市議会議長
	遠野市議会議長
	一関市議会議長
	陸前高田市議会議長
	釜石市議会議長
	八幡平市議会議長
	奥州市議会議長
	滝沢市議会議長
	雫石町議会議長
	葛巻町議会議長
	紫波町議会議長
	矢巾町議会議長
	西和賀町議会議長
	金ヶ崎町議会議長
	平泉町議会議長
	住田町議会議長
	岩泉町議会議長
	田野畑村議会議長
	普代村議会議長
	野田村議会議長
	仙台市議会議長
	気仙沼市議会議長
	登米市議会議長
	栗原市議会議長
	大崎市議会議長
	大船渡市議会国際リアコライダー誘致推進議員連盟会長
	気仙地区議会国際リアコライダー誘致推進議員連盟会長
	奥州市議会国際リアコライダー誘致推進議員連盟会長
	議員連盟 (県・政令市)
宮城県議会国際リアコライダー誘致議員連盟議員	
仙台市議会国際リアコライダー建設実現議員連盟議員	
推進団体	大船渡市 I L C 推進協議会会長
	気仙地区商工団体連絡会会長
	北上市加速器関連産業参入推進協議会会長
	一関市・平泉町 I L C 誘致推進協議会会長
	陸前高田市 I L C (国際リアコライダー) 誘致促進協議会会長
	奥州市 I L C 推進連絡協議会会長
	気仙沼市国際リアコライダー推進協議会会長
	登米市国際リアコライダー誘致推進協議会代表理事
	栗原市 I L C 誘致推進協議会会長